

参考文献と解題

- John Fiske, *Understanding Popular Culture* (London & New York: Routledge, 1989).
- Patricia Greenfield, *Mind and Media: The Effects of Television, Videogames and Computers* (Cambridge: Harvard University Press, 1984.)
- この2冊は、流行文化理論に関する著作の代表作である。作者は、消費者が流行文化の中で積極的な役割を果たしていることを肯定しており、消費者には受動的な一面しかないといえらるフランクフルト学派に對抗している。
- Steven L. Kent, *The Ultimate History of Video Games* (New York: Three Rivers Press, 2000)
- これは、70年代のAtariからSonyのPS2に至るまでの30年のゲーム史であり、中では、アメリカ人が日本のゲームをどのように消費しているかを詳細に紹介している。
- James Newman, "The Myth of the Ergodic Videogame," *Game Studies*, Vol. 2, Issue 1, 2002
- これは、近年における優れたゲーム理論の論文であり、ゲームとは何かという最も根本的な問題について述べたものである。
- Benjamin Wai-ming Ng, "Japanese Video Games in Singapore: History, Culture and Industry," *Asian Journal of Social Science* (Netherlands: Brill, 2001), Vol. 29, No. 1
- この文章は、シンガポールにおける日本のゲームについて紹介されたものであり、その受容や現地文化に対する影響について述べたものである。
- Roland Robertson, "Glocalization: Time-Space and Homogeneity-Heterogeneity," in Mike Featherstone, et. al., *Global Modernities* (London: Sage, 1995), pp. 25-44.
- これは、文化研究論文の代表作である。Robertsonは、SONYのグローバル化の経験から、Global localization (glocalization) の概念を作り出した。これは、多国籍企業が、各地の状況に応じて、商品やサービスを調整するビジネス戦略である。

第14章

インターネット時代の中国

—越境する情報と中国政治体制変容の可能性

青山 留妙

はじめに

1994年4月20日、アメリカを経由して中国は初めて国際的なネットワークに接続し、5月15日に最初のホームページを立ち上げた。1995年に中国で初めての電子ジャーナル『神州学人』が発行され、翌96年9月に個人もインターネットが利用できるようになった。そして同年11月15日北京で中国初のネットカフェが開業した。

インターネット利用の歴史はまだ浅く、10年あまりに過ぎないが、著しい成長を遂げている。インターネットが民主主義政治にもたらす影響に関しては「eデモクラシー」が研究されている。情報提供重視のeデモクラシーとは、民主主義国家において情報通信技術 (Information and Communications Technology: ICT) を通じて徹底した情報公開が促進され、知らしめられた市民層 (informed citizen) が積極的に議論を繰り広げ、直接政治参加して実現されるデモクラシー形態である¹⁾。他方、インターネットがもたらす情報の越境が権威主義体制下の中国にもたらしている影響については、学者の間では意見が大きく分かれている。特にヤフーとグループルが中国政府の検閲に協力しているという国境なき記者団 (Reporters Without Borders) の報告が出されてから、インターネットが民主化を促進するという期待がさらに薄れている。ニナ・ハチギアン (Nina Hachigian) は一党体制下の東アジア諸国

を考察対象とし、インターネットの利用が体制内の政治変化を引き起こす可能性について否定的な意見を示した²⁾。ジョシュア・カーラントジック (Joshua Kurlantzick) は厳しい政府規制を通じて、インターネットという情報通信技術の発達はむしろ権威主義体制を延命させてさえいると指摘する³⁾。他方、ラーチャリット・ジェイソン (Lacharite Jason) は中国のインターネット検閲機能を検証し、ネット時代ではデジタル検閲は不可能であるとして、越境する情報が中国に与える影響について楽観的な見方を示した⁴⁾。

こうした二分法的な研究を踏まえ、最近ではインターネットなど情報通信技術の発達が権威主義体制下の民主化を促進するための条件を結論として提示する研究も増えはじめている。ケリアン・ジョージ (Cherian George) はシンガポールとマレーシアのケースを考察し、情報の国際化そのものだけではなく、情報を普及させる規制撤廃の重要性を指摘する⁵⁾。シャンティ・カラティル (Shanthi Kalathil) とテラー・ボアス (Taylor Boas) はインターネットが推進されている中国におけるネット経済、越境するサイバー活動を分析した⁶⁾。

こうした先行研究を踏まえ、本章は、まず中国のインターネット戦略について考察し、情報のポータラブル化に対する政府の姿勢を分析した上で、インターネットの利用を通じて越境する情報が中国の権威主義体制にもたらす影響について検討する。

I 情報産業戦略とその運用規定

権威主義国家において、インターネットに対する政策および利用規制は、越境する情報の政治体制への影響ルートを規定しており、いわば政治体制変容の「環境設定」を行っているといえる。そこで、本節では、まず中国政府のインターネットという情報通信技術に対する姿勢や管理制度を明らかにしたうえで、その管理制度の有効性について論じる。

1 中国の情報産業戦略

アメリカの情報スーパーハイウェイ構想が1991年に打ち出されたことをう

け、中国もインターネット対応策を急遽検討し始め、「ゴールドン・プロジェクト (金字工程)」を練り上げ早速実行に移した。1993年に朱鎔基副首相が国務院会議で「ゴールドン・ブリッジ (金橋)」、「ゴールドン税関 (金関)」、「ゴールドン・カード (金卡)」をの3つを「三金プロジェクト」と名づけ、情報化関連プロジェクトとして初めて提起した。1994年6月8日に「三金プロジェクト」に関する国務院通達が公布されたことにより、同プロジェクトは正式に始動し、実施に移された。「ゴールドン・ブリッジ」プロジェクトは情報化基礎インフラ構築プロジェクトで、1996年8月に107の国家重点プロジェクトのひとつとして承認された。「ゴールドン税関」プロジェクトは税関業務電子化にかかわるプロジェクトである。「ゴールドン・カード」プロジェクトは電子マネーの利用を目的としたカード利用基礎インフラ構築プロジェクトで、約10年間に3億人の都市住民がクレジットカードを利用することを目指していた。

情報通信技術の波に乗り遅れまいと早急に動き出した中国では、情報産業プロジェクトは国家戦略に位置づけられ、1997年から管理体制の構築や計画的に促進する情報戦略の立案が本格化した。1997年4月、中国初の全国情報化工作会議が深圳で開催され、「国家情報化第9次5カ年計画と2000年目標」が承認された。同年6月、中国インターネット・ネットワークインフォメーションセンター (China Internet Network Information Center: CNNIC) が設置された。翌98年に全国の情報産業を統括管理する情報産業部 (Ministry of Information Industry: MII) が新設された。そして国家情報化工作指導グループ⁷⁾が国家情報化指導グループに2001年8月に改組、再編された。現在、国家情報化指導グループは情報産業の最高責任機構となっており、情報化にかかわる重大な政策に関するすべての事項について最終審査認定を行っている。

情報産業発展戦略に関しては2000年に第10次5カ年計画が制定され、情報化に工業化を牽引させる産業発展戦略が打ち出された。2002年10月、国家情報化指導グループが第10次5カ年計画中の10の重点企画のうちの1つとなる情報化プランを公表した。第10次5カ年計画において、国家情報化指導グループは国民経済・電子政務・ネット文化・教育・医療衛生・社会保障・コミ

ユニティなど多分野における情報化、情報インフラ、情報資源の開発利用、情報産業の競争力、国家情報安全保障システムなど8つを重点領域に決めた。現在、「ゴールドン水利」、「ゴールドン監査」など12の「ゴールドン・プロジェクト」が進行中である。第11次5カ年計画において2010年に情報産業を国内総生産（GDP）の10%に成長させ（2.6兆元）、「各村で電話が通じネットが使え、（村村通電話、郷郷能上網）」目標が設定された。こうした国家戦略に沿い、各省庁もそれぞれの情報化政策を作成、実行している。

「情報化建設は経済成長と国防近代化の有力な牽引役を果たせるだけでなく、各国が発展の主導権を争う上で戦略的に促進している」¹⁰との認識を背景に中国政府は情報産業の発展を積極的に促進している。こうした情報産業の促進政策が中国におけるインターネットの利用の急速な発展をもたらした。2007年末の時点で中国のインターネット利用者は2.1億人で、全人口の16%を占めるようになった。

2 インターネットの運用規定

インターネット利用の普及に伴い、利用にかかわる法規制も徐々に整備されてきている。中国政府はポルノや青少年に与える影響、知的所有権、そして利用規制の3分野を中心に法整備を進めているが、ここでは利用規制を考察対象とした。

1995年、初めての管理規定が出され、1998年初めに国家保安局が「ネット守秘管理暫定規定」（（1998）1号）を公布した。同規定では規定違反の部署については実名を公開することが盛り込まれている。2005年12月には「ネット安全の維持に関する全人大常務委員会決定」でネット犯罪について具体的な規定を定めた。

1999年11月にネット放送に関する初めての管理規定が公布された。この規定は数回の改正を経て現在に至っているが、放送業務を行えるのは国家機構のみで個人や外資には放送権を与えないという基本原則が一貫して維持されている。1999年の「ネット放送許認可管理に関する暫定ガイドライン」（（1999）714号）によると、国家ラジオ映画テレビ総局（The State Administration of Radio Film and Television：SARFT）の認可を受けた部署のみが所

定の手続きに従い許認可証を取得してから初めてネット放送を行うことができる。

2000年に「ネット放送番組監督管理に関する暫定ガイドライン」（（2000）166号）が発効した。同規定で定められた監督管理方法では、番組内容は年に1回の行政検査を受けるといった内容になっている。各放送機構が行政規定に則って放送業務を行っているかどうかに関する行政チェックは大衆通報制度、視聴モニター制度によって担保されている。視聴モニター制度のもとでは放送業務を行うメディア機構に、放送した番組のテープをSARFT内に設置され保存する義務、また録音・録画した番組のテープをSARFT内に設置されている視聴モニター機構に提出する義務が課せられている。視聴モニター機構は提出されたテープに対して監査を行う。この「暫定ガイドライン」に従い、2003年10月、SARFTが公安局と合同でネット放送視聴番組の取り締まりに関する通知を出した。同通知に従って、取り締まりのために専門の指導グループが設置され、12月までの2カ月間各ネット放送業務のウェブサイトに對する監査が行われることになった。

2002年4月に「『ネット宣伝と情報内容安全管理をさらに強化する意見』を履行するためのSARFTの通知」が出された。ネット放送の視聴モニター制度と大衆通報制度をさらに整備するとともに専門のネット放送視聴モニター機構の設置などを通じて日常監督管理を強化する方針が打ち出された。そして徹底したネット調査を行い違法サイトを締め出すこともあわせて決定された。

2003年に新しい「ネット番組管理ガイドライン」が公布されたが、翌2004年10月にまた改正版が発効した。2003年条例では、中央、各省庁とSARFTに属する機構（中央人民ラジオ局、中央テレビ（CCTV）、中国国際ラジオ局を除く）は、それぞれ一つの下部機構のみがネット放送業務に参加できるとの規定があったが、2004年の規定では許認可制の導入によりネット放送業務にかかわることのできる機構に対する数量制限が撤廃された。しかしながらネット放送業務への外資参加を禁ずる数量制限が撤廃された。ネット放送はラジオ・テレビの番組を放送することができ、独自のラジオ・テレビ番組を放送することはできず、海外の番組を放送することも海外のウェブサイ

トにリンクを張ることも禁じられている。そして、2004年条例では政府番組モニター機構への協力も義務づけられた。

2004年8月、ネット放送番組管理を強化するSARFTの通知が再び出され、省レベルにおけるネット放送番組のモニターシステムの構築のペースを速めるよう求め、各ネット放送機構に対してモニター制度への協力を義務づけた。

デジタルビデオカメラ(DV)の普及により個人や認定を受けていない組織も番組を制作するようになった。こうした事情を受け2004年5月24日にSARFTがインターネット上でDV映像を放送する管理基準を公布した。DV映像を放映するには事前審査を受けネット放送許可証をもらう必要があり、宗教、民族や社会の敏感問題に関するDV作品について関係部署の意見を求め、判断に迷うケースは放送しないと定められている。さらに海外のDV作品コンペへの参加も許可証を有している、あるいはすでに国内放送されている作品に限定された。

2005年、情報産業部は「ネット管理工作細則に関する通告」((2005)501号)においてネット運営者責任制を規定した。2005年5月、「国務院弁公室の『ネット管理をさらに強化する意見』を実施するための細則にかかわるSARFT通知」が出され、IPテレビ、携帯テレビ業務も規制対象に入れることが明記され、ネット放送モニターセンターを完備させると同時に、上海、北京、広東におけるモニターセンターの支局設置の必要性、各省レベルでのモニターシステム構築に関してベースアップする必要性が言及された。

このようにネット放送できる機構は従来の国家放送機構の枠内で拡大を見せられているが、国家放送業務を担っていない他のセクター、個人、外資の放送業務参入は固く禁じられている。大衆通報とともに、この原則規定を監督するモニター制度や専門機構も徐々に構築されるようになり、現在地方レベルでの制度や機構の新設が進行中である。今までSARFTや公安局を中心に取り締りを強化してきたが、違反するケースはモグラ叩きのように後を絶たない。SARFTが出した違法ネットテレビ取り締まり状況に関する2006年12月通知によると、北京だけでも7つの違法ネットテレビ放送局が存在し、こうした放送局は国家の許可を受けていないにもかかわらず、地方に支社を

設けたり、公のメディア活動にも参加しているという。

ネットニュース業務に関する管理については、2000年11月にその最初の暫定規定(2000年11月17日)が制定された。同規定によると、国務院新聞弁公室をネットニュース業務の統括管理機構すると想定しており、ウェブサイトはニュースウェブページと非ニュースウェブページに分けられている。非ニュースウェブページは中央や地方官庁の直属新聞社が運営するニュースウェブページを転載することしかできず、独自取材やニュースウェブページ以外のニュースソースから得た情報を掲載することが禁じられている。

2005年9月25日に、国務院新聞弁公室、情報産業部が2000年の暫定規定を改正し、新しい「管理規定」を公布した。国務院新聞弁公室が全国業務の管理監督に当たることが明記されており、「合弁、合作、外資運営のニュース業務センターは設置できず、ニュース業務センターが海外と協力する場合は、国務院新聞弁公室の許可が必要である」との旨も盛り込まれた。

「ネット出版管理に関する暫定規定」は2002年8月に発効した。同規定によると新聞出版総署がネット出版の監督管理を総括し、許認可制を採用するが、国家安全や社会安定等にかかわる重要なテーマについての出版は新聞出版総署に報告し、ファイリングする必要がある。

2003年5月にインターネット文化管理暫定規定が公布されたが、翌2004年7月に文化部がその修正規定を新たに公布した。修正案ではネット関連文化製品の輸出入について文化部の許認可を受けなければならないこととなり、1年以内に放送できていないものについては輸入を中止することも明文化された。

2005年に私的資本も文化産業に参入できる国務院の決定((2005)10号)が出されたが、ニュース・放送にかかわる業務や輸入業務への参加は禁じられている。2005年4月に出された「文化製品の輸入管理ガイドライン」((2005)15号)ではネットを経由して海外のテレビ番組を放送することを禁じ、監督機能を強化する事項が記されている。2005年7月の「文化領域の外資参入に関する若干の意見」((2005)19号)では、出版物の印刷や映画館、劇場の共同経営などでの外資参入が認められたが、放送、図書出版、新聞発行や輸入業務への参入は禁止されている。

政府のモニター制度や大衆通報制度のほか、インターネット利用を監督するために業界の自主規制も始められた。2004年6月10日、違法・不良情報検索センターのウェブページ Net.china.cn が開通した。

以上のように、中国は情報産業を国民経済発展の起爆剤として重視し、その牽引力に期待を寄せ、情報産業の発展を精力的に促進してきた。他方で、急速に普及するインターネットの利用に対する管理機構と管理規定も整備されてきている。1995年に初めての管理規定が出されてから現在に至るまでネット運営と利用に対する規制はすこしずつ緩やかになってきたが、ヒト・モノ・情報などすべてについて国内と国外を峻別し異なる原理を適用して行動するという管理原則（「内外有別」）は一貫して堅持されている。これはつまり実社会で運営されている管理ルールをそのままネットに適用しようとしており、モニター制度、大衆通報制度とともに、インターネット業界の自主規制を通じて管理ルールの遵守を監督している⁹⁾。そのほかにも「法輪功」や「民主化」といった中国政府にとって微妙な政治問題を孕む特定用語の検索、特定のウェブページへの接続をブロックするフィルタリング、阻止などの手法を利用してネット利用の内容を制限しているといわれている。

内外情報のバリアを維持する厳しい管理法制は情報のポーターを維持する役割を果たしているといえる。しかしながら、経済発展の必要性やWTO加盟によって中国に課せられた市場開放の要求などから、放送、ニュース、出版業務にかかわるネット業務に対する規制が徐々に緩められてきており、参入できるアクターも確実に増加している。こうした状況において、法律・規定を遵守した業務運営に対するチェック体制（大衆通報制度、視聴モニター制度）は中央から地方まで整備されているが、事後監督体制となっている。また、インターネットを利用する上での合法的な権利は、大衆が行使しうる権力と直接結びついており、政治変容の方向づけを行っている。このため、管理規定では禁じられていない権利——インターネットを利用した海外アクセスによる情報収集や、ニュース以外の情報発信——にも留意する必要がある。

II 情報産業戦略の柱となる電子政府

情報産業の促進策の一環として、中国政府はインターネットの利用をきわめて重視している。本節において、政府主導のインターネット利用の促進が、従来の統治スタイルにどのような影響を与えるかについて考察する。

1 全国ネットの電子政府

1990年代初頭から育成・促進された情報産業であるが、その重要な柱の一つとなっているのが電子政府の構築である。電子政府とは、一般的に、行政処理の効率化、情報公開などを目的に、コンピュータ・ネットワーク技術を利用する政府のことを指す。1996年に海南省政府のホームページが立ち上げられたが、その後、政務公開指導グループの指導のもと1999年1月22日、「電子政府プロジェクト始動大会」が北京で開かれ、1999年に60%以上、2000年に80%の中央省庁や各レベルの政府機構がウェブ・ポータルを有することが目標として掲げられた。

2002年8月15日、「電子政務建設に関する国家情報化工作指導グループの意見」が公布され、経済のマクロ管理や社会保障など8業務にかかわるプロジェクトの必要性が言及された。この「意見」の公布と同時に、国務院弁公庁、発展改革委員会、国資委員会、商務部、労働保障部などの中央政府機構や、北京、上海、浙江、深圳などの地方政府を含めた16のモデル電子政府構築プロジェクトも正式に承認され動き出した。このモデル構築の成功を受け、2006年1月1日、中国政府ウェブ・ポータル www.gov.cn が開通した。2006年6月まで96.1%の国務院機構、90.3%の省政府、94.9%の地市级政府、77.7%の県級政府が政府ホームページを作った¹⁰⁾。現在、中国政府ウェブ・ポータルで毎日発信しているニュースは、中国語による情報発信が約800件、英語の情報発信が約200件前後となっている。うち、40%は新華社、40%は国務院各省庁や地方政府ネットワーク、10%は各省庁や地方政府による情報、10%はその他の中央メディアによる情報となっている¹¹⁾。2007年1月1日に発行された『2006年中国政府ネット評価報告』によると、24言語のウェブ・ポータルを持つ外交部は全国評価で6位にランクインしており、1日あ

たりの訪問件数は320万に達している。2010年までの中国の電子政府構築目標は全国をカバーする統一されたネットワークの構築、50%以上の行政認可をネット上で行うことなどである。

第10次5カ年計画において国家情報化指導グループは情報化の発展に向けて国民経済の情報化、電子政府、ネット文化の建設などの8つを重点領域として決めた。つまりインターネットを利用した電子政府は国民生産の向上、電子政府、パブリックディプロマシーなどさまざまな目的に資するために作られたのである。

電子政府の課題は国によって異なるが、中国において電子政府で取り組まれているのは「政务公开、オンラインサービス、大衆との相互交流」の3つとなっている¹²⁾。政务公开の具体的な内容について、2005年に公布された中共中央弁公庁、國務院の「政务公开のさらなる推進に関する意見」は次のように述べている。1. ニュース・リリース、2. 政府「公報」や執務指南等、3. 新聞・ラジオ・テレビ、ネットを通じた政务公开、4. 社会への公示、ヒアリング・専門家への諮問、政府会議への大衆の傍聴、5. 行政サービスセンター、6. インターネットによる許認可、質問、支払い、「投訴」などを通じた政务公开、という6つの形式をもって情報を公開するという。

2006年9月、「中央政府ウェブサイトの内容をさらに改善する國務院弁公庁の意見」(2006) 61号)の総括では、中国政府は「電子政府の促進は透明度と行政効率を高め、対外宣伝を強化し、ネット世論を誘導し、大衆の経済社会活動への参加の便益を図る上で成果があった」(下線筆者)と評価している。この「國務院弁公庁の意見」からわかるように、中国政府は電子政府の構築を通じて大衆による参加も容認しているが、しかしながら、こうした大衆参加は経済活動に寄与するためのものであり、主に経済分野に限定されているものと想定されているのである。

電子政府に関する以上のような中国政府の公式文獻から、中国の電子政府の取り組みは3種類のタイプに分けることができる。第1は内外に向けた広報活動としての政府広報・政府通達代替型、第2は業務の簡素化の取り組みとしての業務オンライン型、第3は情報公開を通じて政策立案への民意聴取・政策執行への監督の強化を目的とした官民双方向型である。第1の政府

広報・政府通達代替型と第2の業務オンライン型は従来の行政手法をネット空間に援用しただけであるが、行政効率と透明度の向上につながる効果を通じていることは否めない。民主主義国家では電子政府は電子投票などを通じて大衆の政治参加を促進できると指摘されているが¹³⁾、中国では「法に基づく行政、社会管理と公共サービスの向上、知る・参加・監督する権利の保障、行政管理体制の改革を強化する」¹⁴⁾ことを目標としている。つまり電子政府には民意の収集、民意の表出チャンネルとしての機能も重視、期待されている。インターネットという新しい通信技術は政治制度に変化をもたらしたが、経済社会活動に限った大衆参加という民主主義国家と異なる形によって、果たして政治参加が促進されているかについては次節で検討する。

2 電子政府構築における官民双方向型の取り組み

情報公開を通じて、「大衆の知恵を集約し、大衆の理解と信任と尊重を獲得する」官民双方向交流(官民互動、双方交流)は「サンシャイン政府(陽光政府)」と名づけられ、電子政府の重要な柱の一つとなっている。

どこまで情報公開すべきかについて、2003年から『政府情報公開条例』の制定が取りざたされていたが、2007年1月17日國務院常務委員会会議においてその草案がようやく審議され承認された。同草案では大衆の「知る権利」、「参加する権利」、「監督する権利」の保障や、すべての情報の「原則公開」の方針が強調されている。法規制は情報公開を促進する方向へ向かいつつあるが、実際の行政管理原則は「全体計画を立て、順序よく実施し、厳格に管理し、安全を確保する(総体規格、分歩実施、厳格審理、確保安全)」と定められている。

この管理原則のもとで、政府の重要政策についてオンラインチャット交流を実施し、ネット調査を行うよう求められ、各機構は毎年1回以上中央政府門戸ネットでオンラインチャットを実施することも定められている。そして電子政府の構築を通じて民意表出チャンネルの拡大が目標の一つとして掲げられている。民意表出チャンネルとして新設されたのは「行政首長メールアドレス」、「大衆監督メールアドレス」の設置などである。こうしたメールアドレスを利用して、大衆の政策提案と意見を収集し、重要政策や大衆生活に密

接にかかわる事項についてはネット調査・ネットヒアリング・ネット評議などをを行い、意見の収集・分析を行い、政策決定の参考にするという。

「行政首長メールボックス」は各レベルの政府のウェブサイトにすべて設置されている。2006年全国一位に選ばれた上海政府のウェブでは「市長の窓」が設けられており、定期的に市民から寄せられたメールの件数、重要とされているいくつかの提案メールへの政府対応を紹介している¹⁵⁾。たとえば、2006年6月から9月までに1万5390通のメールを受信したが、うち、政策提案7060通、解決を求めるメール6868通、上告507通、通報507通、その他783通となっている。解決した5件の事例としては外資申請許可サービスの改善、松江大学周辺の渋滞問題、観光名所の管理問題などが挙げられている。このように、この行政首長メールボックスは属地管理の原則を取っており、「すべてのメールに対してレスポンスし、結果を出す」をスローガンとしている。また、重要かつ緊急のメールに関しては解決策をつけて市ないし省の指導部に届けられる。

「行政首長メールボックス」は政策提案を受け付け、そして従来の陳情制度の機能も果たしている。このメールボックス制度は市民の声を政策に反映させる機能も持ち合わせているが、上述した上海のケースからわかるように、政策提案は市民生活に密着した問題にほぼ集中している。このメールボックスに期待されている役割はむしろネットの利点を生かした陳情制度の整備である。「行政首長メールボックス」は地方レベルで大衆の不満を初期段階で解消することができる。そしてすべてのメールに対して返答する体制は従来の陳情制度の問題解決能力の低さをカバーできるという利点を持っている。

中国では最近、特に地方政府が条例をつくる前に、必ず公聴会を開き、そしてインターネットでその条例案についてパブリックコメントを徴集する公聴会やインターネットで聴取した意見に基づき、最終的に条例を制定するか否かについて決定し、条例について再審議するという形をとっている。最近では新たな試みとしてネット公聴会が開かれるようになった。2006年10月31日「重慶市国家教育試験条例（意見聴取案）」に関するネット公聴会には、全国から8万人が参加し、争点となっていた替え玉試験への懲罰、試験成績

順位の公表などの問題について議論が行われたという。

民意を汲みあげる制度的メカニズムとして陳情制度が1951年に策定されたが、うまく機能しておらず、近年陳情者数の急増、組織化、暴力化が顕著となり、大きな社会不安の種となっている¹⁶⁾。2020年までに一人当たりGNPは3000ドルに達すると予測されているが、特にこの時期は黄金の発展期であると同時に社会的な矛盾の露呈期でもあると中国政府は認識し、多元化した社会利益を表出させる有効なチャネル作りに取り組んでいる。社会転換期に蓄積されがちな市民の不満を「事前に解決」するメカニズムとして期待されているのが、「市長メールボックス」や「公聴会」制度である。政務公開によって国民の知る権利、政治参加の権利、政策監督権利を保障すると謳われているが、このように、電子政府構築における官民双方向型の取り組みはその設置の目的から陳情制度のネット版としての色合いが強く、政策周知、政策への理解の向上といった面ではうまく機能している。他方、大衆による政策立案への参画といった政治参加の権利は国民生活に密接にかかわっている部分である経済社会分野に限定して保障されており、政策実施への監督機能も弱い。

III 世論形成空間と監督能力

政府の規制と政策の許容範囲内で、一般大衆が積極的にインターネットというツールを利用し、中国の政治空間に変化を生じさせている。本節において、その変化と限界を明らかにする。

1 インターネットの利用形態

CNNIC が発表した統計によると、インターネット利用者は2007年12月で2億1000万人に達した。図1、図2のように中国においてインターネット利用人口は年々増加している。インターネット人口構成を詳しく見ると、インターネット利用者の約8割を占めているのは、35歳以下の若年層である。そのうち特に18歳から24歳の若者が最も多く、31.8%を占めている（2008年1月）。また、学歴でいえば専門学校以下の学歴を有する人が占める割合が

改革開放以降、テレビ、新聞など従来のメディアも政府活動に対する監督機能を果たすようになってきたが、その監督機能は厳しい検閲制度により、以下のような特徴を有している¹⁷⁾。1. 規定では、「重大問題」に関しては党の認可が必要で、批判対象が上層であればあるほど必要となる許認可も多くなる。また、インターネット上の内容を転載することは禁止されており、重大な政治問題にかかわる内容について主管部門へ報告する義務がある。こうした厳しい規制によって、現在では「重要でない」政府政策に対しては大手メディアの子会社（「子媒体」）が主体となって監督機能を果たしている。2. 大半のケースでは党の調査を経て、報道許可が下りてから問題が報道されるので、いわば事後監督機能を果たしている。3. 地元の新聞社が地元以外の事件を報道するという「異地監督」がなされてきた¹⁸⁾。かくして厳しい政策の網をくぐって従来のメディアも政策実施への監督機能をすこしずつ果たすようになつたが、その役割はきわめて限定されている。

拡大する経済格差がもたらした社会的不安を鎮めるために、中国政府は民意重視の政策、調和社会のスローガンを打ち出し、「インターネット空間を重要視し、インターネットを通じて民意を政策に反映させている」姿勢を国民にアピールしようとしている。各市・省レベルの前述した「行政首長メルボックス」のほか、2004年から党中央と国務院にもネット世論を収集する専門部署が設けられ、『ネット情報概要（互聯網信息摘要）』を編集して最高指導者に渡しているという。インターネットの利用者には偏りがあるにもかかわらず、中国政府はこうしたインターネットで表出されている世論を容認し、重要視しているといえる。

2003年は中国の「ネット世論年」と言われる。SARS、日本人珠売春事件、西北大学反日事件、孫志剛事件、劉涌事件、蘇秀文事件（BMW事件）など中国でバーチャル世界の世論が初めて現実の世界で影響力を發揮した一連の事件が発生し、中国指導者も2003年からネット世論を重視するようになった。SARSが発生したときには胡锦涛国家主席はたびたびネットの世論について言及した。

2003年3月17日、27歳の大学卒業生孫志剛が「暫定居住証」がないことを理由に逮捕され、広州黄村町派出所に収容されている間に暴行を受け同月20

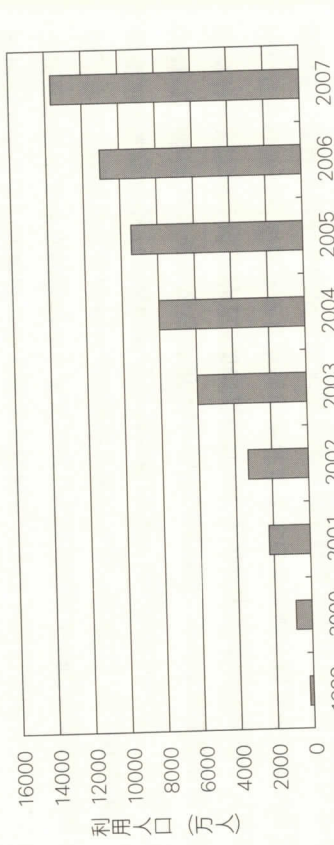


図1 中国のインターネット利用人口推移
CNNICのデータより筆者作成。

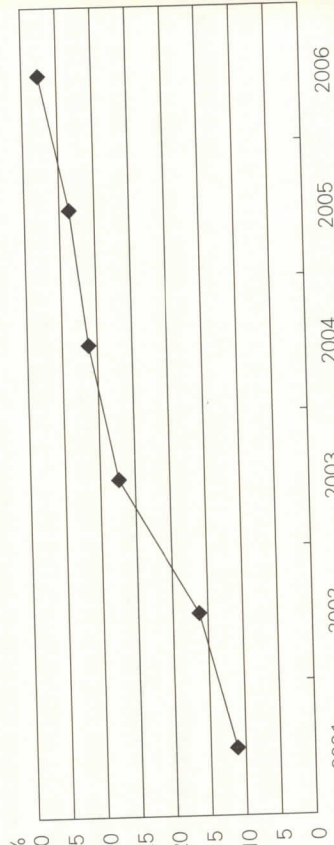


図2 1日1回以上ネットを利用する人数の推移
CNNICのデータより筆者作成。

82.5%である。また、中国国内のデジタルデバイスの問題も顕著で、利用人口のもっとも多い広東省では省人口の35.9%に当たる3344万人がインターネットを利用しているのに対し、利用人口の最も少ないチベットの省全体人口の12.7%、36万人しか利用していない。

2 インターネット世論の監督機能

中国ではインターネットの利用において利用者の年齢や学歴そして地域分布に大きな偏りが存在している。しかしながら、インターネットは第4メディアと称され、新しい世論空間としての役割を果たすようになった。

日に死亡した。4月25日に『南方都市报』の「だれが国民の異常な死亡の責任を負うのか?」という文章が発端となり、「孫志剛事件」についてのネット上での議論が騒然となった。これを受け、人民網、新浪など大きなウェブサイトに孫志剛事件特集を組み、政府の対応を紹介した。5月13日、孫志剛事件で13名の容疑者が逮捕されたと報じられた。5月14日「都市ホームレス人員收容撤去のガイドライン」の修正を求める文書が全人大常務委員会に渡され、6月20日に「都市ホームレス救助管理ガイドライン」(8月1日発効)が公布された。

1982年5月12日に公布された「都市ホームレス人員收容撤去のガイドライン」には行政機構が法律によらないで権力を乱用するという法律上の不備が従来から指摘されていたにもかかわらず政府は本腰を入れてメスを入れなかつた。それが伝統的メディアとネット世論の連動によって、「收容撤去」から「救助」への法律改正につながったことはネット世論を重視する中国の政治制度における新しい政治現象といえよう。

インターネット上において民間が政府を監督するといった専門のウェブサイトも作られるようになった。名を馳せているのが政府監督の民間ネット「中国世論監督ネット」である。同「ネット」は李新徳が2003年10月1日に立ちあげたサイトで、現在1日あたりの訪問件数は1万5000回に及ぶ。

このサイトは政治リスクを最低限に抑えるため党の指導を批判せず、腐敗問題に限定している¹⁹⁾。このサイトを一躍有名にしたのは「李信事件」である。山東省済寧市副市長李信の汚職を李玉春が公安局に告発してから、李信が李玉春を恫喝、誘拐し、その上李玉春に対して暴行を加えた。そして通報の情報を受けた公安が調査に乗り出したと知ってから、李信が通報人である李玉春に通報をやめるよう土下座したという事件である。2004年6月10日土下座している副市長李信の写真とともに汚職事件が中国世論監督ネットで暴露され、李信事件は一時ネットのBBSを独占した。中国世論監督ネットでは「土下座事件」へのアクセス数は10万件を越え、書き込みも3000あまりに上った。このネットサイトは李信の土下座事件の報道後に一度閉鎖されたが、すぐに再開した。7月22日『南方週末』も土下座副市長に関する独自の調査記事を掲載し、主要ウェブサイトもそれぞれ李信事件特集を組むように

なった。中国世論監督ネットの暴露記事が掲載されてから46日目の7月26日に李信副市長は逮捕された。

李信事件を最初に取材したのはもとも中国世論監督ネットではなく中央テレビであった。しかし中央テレビではこの事件は報道しないとの結論を出し、他のいくつかの知名度の高い新聞もこの事件について取材はしたものの、記事にはしなかつた。副市長という地位にいる李信の汚職事件であるがゆえに、従来のメディアは当初その報道に躊躇していたが、インターネットが情報を瞬時に伝達し、個人に発言する手段を与えたことから報道に踏み切った。インターネット世論による監視が伝統的メディアと連動する形で、社会による政府に対する監督機能を徐々に形成しつつある。

3 インターネットのメディアとしての機能

インターネットによって個人も情報を発信できる時代になった。中国ではネット利用者の14.2%にあたる769.4万人(2006年8月)が自分のブログを持っており、その60.2%の人がブログを自分の意見の発表の場として考えている²⁰⁾。また各ウェブポータルはインスタントメッセージ(IM)業務も行っており、騰訊のQQサービスでは最高同時オンライン者数は900万(2004年12月4日)に達した。

ベオグラード中国大使館誤爆事件後に「NATOの暴行に強烈に抗議するBBS論壇」(現在の「強国論壇」)が設立されてから、新華網の「新華言論」と「発展論壇」、国際在線の「管窺天下」、紅網の「紅らっきょう評論」、竜網の「千竜評論」、東方網の「東方評論」、中青在線の「青年話題」など、いま中国のインターネット世界には無数のチャットルームが存在している。ネット世論の誘導を政府が大きな課題として掲げている現在、論壇の責任者はいくつかの重要な責務を負っている。第1に国内外のホット 이슈に合わせ、インターネット利用者が議論の素材とするBBSの論題を選択する。第2に各BBSにおいて安定した利用者がいるのでそれぞれの論壇利用者の中でオピニオンリーダーを育成し、オピニオンリーダーを通してBBSの世論の方向性をコントロールする。第3にトピックスを決め専門家を招いてオンラインチャットの形でネット利用者の質問に答え、世論を誘導する²¹⁾。こ

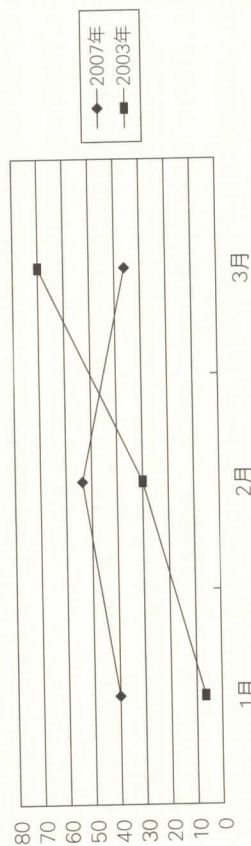


図3 2003年・2007年 Sina.com.cn におけるアメリカ関連の書き込み件数

うした世論誘導の管理規定からみれば、メディアのフレージングとプライミング機能²³⁾は中国 BBS というネット議論の空間においては政府の指導と関与で行われることとなる。

中国ではニュースの発信に関して厳しい規制で管理がなされているが、BBS、ブログ情報とニュースの区別があまりないようになってきている。ブログは日記のスタイルをとっているが、実際には個人の観点を広めていることから政府は「個人メディア」と位置づけている。「内外有別」の方針を堅持しながら、個人にはネットを利用した情報収集が規制されていない中国において、実際にインターネットを通してどのような情報が発信され、どのような議論が行われ、バーチャルの世界が実世界にどのような影響を与えているのかについて検討する必要がある。

中国の新浪網 (<http://sina.com.cn>) は2003年1月7日から「新浪伝媒網」を開設した。筆者は同 BBS 開設日から2003年3月までの3カ月の間ならびに2007年1月から3月までの3カ月間、毎日読まれる回数の上位にランキングした書き込みを対象に調査を試みた²³⁾ (図3、表1)。

表1から、2003年から2007年の4年間でBBSの書き込み内容には大きな変化が生じたことが浮き彫りとなる。2003年の書き込みには、リアルタイムにフォローされる重大ニュース、中国の外交戦略や対米戦略、アメリカの生活水準や政治制度、華人の動向、芸能ゴシップなど多岐にわたる内容となっていた。アメリカを中国の発展モデルとする好意的な書き込みもあれば、対米強硬論やアメリカが中国を悪魔化しているという嫌米論論も見られる。2007年の書き込みでは、上昇する中国の軍事力を含めた国力の紹介、政府の

表1 2003年・2007年 Sina.com.cn におけるアメリカ関連の書き込み内容

トピックス	2007年	2003年
1月	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国の軍事力 ● 経済・外交分野で上昇する中国の実力 ● 台湾問題 ● 中国の対米強硬姿勢を評価する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国のサーバーがアメリカハッカーの攻撃を受ける ● アメリカの紹介：選挙制度と官僚の問題 ● アメリカメディアの発展趨勢 ● CNN 放送 ● 英字雑誌の http ● ベトナム和平調停調印記念日に関する英字ニュース (英語のまま貼り付け) ● CNN と BBC のサダム・フセイン批判姿勢を批判
2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国の軍事力、米中軍事力比較 ● 経済・外交分野で上昇する中国の実力、米中国力の比較 ● 台湾問題 ● 中国の対米強硬姿勢を評価する ● 70年代-80年代米中関係 	<ul style="list-style-type: none"> ● コロンビア事故 ● イラク関連 ● 中国の外交政策 ● 愛国主義 ● アメリカの覇権主義に対する批判 ● アメリカの紹介：前米大統領クリントンとヒラリー夫人にまつわるストーリー ● 中国核技術に対する評価 ● CIA のために働く中国人に対する批判 ● アメリカと中国の雑誌産業比較 ● アメリカの生活水準、住環境など ● アメリカ新聞の日曜版 ● 中国関連ニュースに対する報道姿勢 ● 戦争とメディアの関係 ● アメリカで活躍する華人の紹介 ● アメリカ最新のテレビゲーム
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国の軍事力 ● 経済・外交分野で上昇する中国の実力 ● 台湾問題 ● 中国の対米強硬姿勢を評価する ● 中国・イラン関係をめぐる米中関係 	<ul style="list-style-type: none"> ● イラク戦争 ● CCTV の戦争報道 ● 台湾問題 ● 国際情勢 ● 新浪網の誤報 ● アメリカの紹介：アメリカで活躍する華人 ● 中国関連ニュースに対する報道姿勢

対米強硬姿勢を歓迎する声が強制的である。

2003年の書き込みはアメリカ関連のものが圧倒的に多かったが、2007年では全方位外交を反映したものか、アメリカ関連の内容のほか、日本、ロシア、韓国、インド、パキスタン、北朝鮮、ミャンマー、イスラエルなど対象国が拡大した。

第1節で論じたように、フィルタリングによる利用規制を除き、中国では海外情報へのアクセスに関しては基本的に法的規制を設けていない。2003年と2007年に共通しているのは、書き込みの情報源はほとんど海外のメディアに依拠していることである。情報源に関しては、2003年ではほとんどアメリカ、カナダであったが、2007年となると、アメリカ以外にも日本、ロシア、ドイツ、台湾、シンガポール、香港のメディア報道と多元化している。一般的にはインターネットは世界各地からアメリカの情報につながっていくだけといわれるが²⁴⁾、中国の場合は英語以外にも、中国語、ロシア語、ドイツ語など多様性が見られることは特徴的である。

2003年より書き込みの情報源が明らかに多元化したにもかかわらず、表1で示されている通り、書き込みの論調は多元化しておらず、むしろモノトーン化する傾向すら見られる。このことはBBSの参加者は同じ思考を持った人たちの集まりで、その国の文化によって強く拘束されている²⁵⁾ことを示唆していると同時に、ネット世論は伝統的メディアの論調に強く影響されていることを示している。

このようにチャットルームの世論を誘導するという政府方針でインターネットのメディアとしてのフレミングとプライミング機能は政府の指導と関与で行われることとなる。実際のところ、政府規制の有無にかかわらず、BBSでの書き込みからもわかるようにインターネットは情報収集の手段であるが、情報を分析するツールにはならない²⁶⁾。個人メディアと評されているインターネットであるが、メディアの機能を果たしていないのが実情である。実世界で形成されている対外認識に合致した情報を、海外のサイトから取ってきてバーチャル世界であるBBSで紹介しているが、BBSは国内外の情報を共有し、異なる意見が交わられるプラットフォームにはなっておらず、むしろ伝統的なメディアを通じて形成されるイメージを強化する役割さ

え果たしている。そして政府への監督機能に関しては外交分野において特に弱いことも浮き彫りとなっている。

4 諸刃の剣

中国人は人民日報、光明日報などの報じたニュースがより高い信憑性を有していると考えられるが、新民晚报やYahoo、Sinaなどには党の規制から逸脱した報道に期待しているようである²⁷⁾。ネット情報、リアルタイムの情報伝達手段、ネットBBSへの書き込みの三位一体の構造は政府を監督する機能をもたらし、政府機関紙（「親新聞」）と大手メディアの子会社が刊行する大衆紙（「子新聞」・ネットニュース）に対するこうした認識がネット情報の信憑性を高めることにより、時として偽の情報に基づく「世論」を生み出す結果ともなりかねない。

蘇秀文事件に関する書き込み数は、新浪で史上最高の23万件を記録し、Sohuや易網でもそれぞれ20万、18万の書き込みがあった。問題の発端は2003年12月20日に出された蘇秀文への判決であった。BMWを運転中に1人死亡、12人怪我の交通事故を起こした蘇秀文に対する懲役2年執行猶予3年判決は軽すぎるとの見方から、ネット上で蘇秀文は黒龍江省高官の親戚であるという憶測が飛び交った。12月31日、東北網に蘇秀文は黒龍江省ないしハルビン市幹部の親戚ではないという内容の記事が掲載された。それでもネット上の議論が収まらないため、1月4日、この事故の再調査が発表され、1月6日に噂されている蘇秀文の「親戚」黒龍江省政治協商会副主席韓桂芝本人がメディアに登場し、蘇秀文は自分の息子の嫁ではないと証言した。それでもネット上の憶測が収まらないため、1月8日、韓桂芝は再びメディアに登場するとともに、事故再調査の詳細報道が人民網で組まれた。再調査の結果判決が維持された。

このようににネット利用者の認識に合致したネット情報は利用者も飛びつきやすい。ネット世論は民意をくみ上げ、政府を監督できる反面、裏づけの取れているメディアの情報と違って信憑性を欠いたまま形成されることもありうる。報道規制によって生じた伝統的なメディアが作り出す世論とネット世論の乖離が世論全体の健全な形成を妨げているといわざるを得ない。

IV インターネットベースの活動空間

インターネットは情報を伝達するとともに、迅速な動員力と組織力も有している。国境を越えて、こうした組織化された行動が政治に与える影響も重要である。

1 インターネットの動員力が作り出す活動空間

80年代から続いた海外留学ブームで、今世界各地で新華僑・華人が生活している。China Digest のような中国語ウェブサイトを通じて、ネット上において現実世界にないバーチャルコネクションが海外に点在する華人の間にも生まれるようになった。共通のウェブサイトの利用がそのまま直ちに華人の一体化に結びつくものではない。アナンド・ミトラ (Ananda Mitra) の研究によれば、現在生活している国での体験をウェブ上で共有し、以前生活していた中国への思い出を語り合うことによってネット利用者に新しい文化の記憶が創出され、アイデンティティにまつわる新しい歴史物語が形成されるといふ²⁸⁾。そしてこうしたウェブサイトは中国人としての価値観を保持させる役割を果たしている²⁹⁾が、現住国の経験とかつての中国での生活を語り合うことによって培われた海外華人のアイデンティティは、現在進行形の中国情勢に基づき国内中国人のアイデンティティとは決して同一のものになれない。

インターネットは華人の間、あるいは華人と中国本土に生活している中国人の一体化を作り出しているわけではないが、時として彼らの結びつきを強くしている。1998年5月にジャカルタで発生した暴動でインドネシア華人がこうした暴行を受けたが、7月17日、ウィリアム・ウィー (William Wee) が Freedom Forum) に書き込んだ。そして8月7日、ワシントン、シカゴ、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ヒューストン、ニューヨーク、トロントでデモが行われた。8月15日にはヘルシンキ、オーグランド、ニュージージーで、8月15と16日にはアトランタとバンクーバー、8月22日にはグラスデモがあった。デモは世界各地に飛び火したが、こうした動きを可能にし

たのはインターネットによるスピーディな動員であり、そしてインターネットの匿名性により個人々の政治リスクが軽減したことも大きな理由である³⁰⁾。

インターネットを通じて、中国の一般大衆も外交への参加を試みるようになった。この典型的な例は、2003年に起きた、大陸から尖閣諸島への上陸を試みた「事件」であった。

靖国神社に赤いペンキを塗ったことで有名になった馮錦華がネット上で知り合った李南、尹冬明らと初めて尖閣諸島への上陸計画を話し合ったのは2003年4月4日であった。SARSの影響で上陸計画は延期となったが、5月、日本人による尖閣諸島への上陸が試みられたことを知り、6月15日、馮錦華らは急遽6月20日の上陸を再計画した。この行動のための経費はネット上の募金によって賄われることになったが、4月から6月の2カ月の間に合わせて9.2万元人民币を募ることができた。また上陸志願者の募集もネットを通じて行われた。応募したのは80人あまりであった³¹⁾。

こうして計画から募金、志願者募集などすべてネットを通じて行われたこの尖閣諸島上陸の試みは、中国大衆による外交への参加という前代未聞の試みとして中国内外から注目された。その後『中国青年報』は馮錦華らの試みを賞賛する記事を掲載したが、中国政府は尖閣諸島に関する中国政府の立場への言及にとどまり、「事件」そのものに対する態度を明らかにしなかった。ネットを通じてた外交参加は内外への影響力は大きいものの、バーチャル世界の勢いがそのまま現実の行動に結びつく可能性の薄いことをも示している。ネットを通じて9.2万円を募ったが、そのうち1万円強は参加者の募金活動によるものであった。またネット利用者の総数からすると志願者の80人はきわめて少数であるといわざるを得ない。実際に計画実行のために浙江に到着した志願者はさらに少なくわずか20人程度であった。

このように、インターネットを通じた非国家ファクターの外交参加が中国でも芽生えたが、匿名のバーチャル世界の発言と現実の世界の行動との間に大きなギャップも存在する。特に政府の方針に抵触した場合においてはその活動力に大きな疑問が残る。他方、インターネットによって国内外の華人にバーチャルな精神的一体感を与え、同時多発的な抗議活動を展開することも

可能となった。しかしながら、インターネットの利用が国内と国外の中国人の間で異なるアイデンティティを創出している一面があることは見逃すことができない。

2 政策グレーゾーンでのエッジボール

1999年4月に行われた法輪功の1万人を越すデモが北京で可能となったのは、中国政府が法輪功メンバー間のコミュニケーションをキャッチできなかったからといわれている。こうした法輪功や民主活動家に対する中国の対応は中国が民主化への道を歩んでいるかを測る指標のひとつとなっている。メルなどへの政府の監視能力、反政府活動家のインターネット利用技術の可能性に対する評価といった点で中国民主化の未来に対する専門家の見方がわかれている³²⁾。法輪功のような活動が中国政治に与える影響が不明である現在の状況において、インターネットベースの活動に関しては外国政府の圧力によって中国の改善を促すしかない³³⁾との見方が主流となっている。

民主化の促進など他国に影響力を行使する手段として外交圧力が従来から研究されてきたが、インターネットの時代に入り、権威主義体制下の政策グレーゾーンでのエッジボールによって他国に影響を及ぼす新しい手段も現れはじめた。エッジボールは卓球用語で、テーブルの端に当たって、セーフとされるボールである。エッジボールのような政府政策の許容範囲のギリギリのところにおいてインターネットを利用した活動が中国に変化をもたらし始めている。1990年代以降特に外資系企業の労働条件をめぐって行われた活動に、こうした現象が顕著に現れている。

改革開放後、非政府組織と非営利組織に対する政策制限も一部緩和された。2003年から中国政府は社会政策を重視する姿勢を打ち出し、社会的弱者（「弱勢群体」）の利益を擁護する政策を相次いで公布した。こうした政策を背景に、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）が問われるようになり、2005年後半から中国独自のCSR基準CSC9000Tがスタートした。

中国政府の公表によると、中国では毎年就労中の事故による死亡者数は1万5000人を超え、珠江デルタでは毎年少なくとも3万件的の労災事故が起こっ

ていた。そして2004年後半から2005年の初めにかけて、珠江デルタで「メイド・イン・チャイナ」に隠されている農民労働者の悲惨な労働問題がメディアアにぎわした。中国においては外資企業の問題、強制残業、労働災害、賃金問題、性差別が特に注目されている。

珠江デルタでは、労働集約型の企業が特に集中しており、外国資本（香港、台湾を含む）、他の省からの労働力、政府という三位一体の協働関係で成り立っている。外資導入にマイナスの影響が出かねないという経済的な理由と保身的な理由で政府関係者は外資企業の問題に目を瞑ったままで、政府の法律不備のため訴訟に訴えてもなかなか勝訴できないのが実状である。また外資系企業が労働組合の結成に消極的であるため、ほとんどの外資系企業には最近まで労働組合がなかった。こうした状況の中、外資系企業で働いている単純労働者は劣悪な労働条件の下に置かれ、労使紛争が後を絶たない。

こうした労働問題に最初に行動を起こしたのは香港や海外に拠点を持つ活動家たちである。香港キリスト教産業委員会（Hong Kong Christian Industrial Committee）などがローマと香港で活動を行い、1997年、キッコ（CHICCO）に賠償協議にサインさせた事例は有名である。1993年11月19日に中国深圳致麗玩具工場が火災となり、女性従業員87名が死亡、51名が負傷した。同工場はイタリア社キッコの玩具を生産しており、1カ月の給料は約200円で労働時間は朝7時半から夜12時、最長連続労働時間が60時間の時きもあった。病気になるまでの医療費は自己負担で、病欠でも休んだ分は給料から減額される。致麗玩具工場には労働組合はなく、ストライキが年に5～6回行われたが、3日連続で就労しなければクビにされたという³⁴⁾。

火災事件後、アジアモニターリソースセンター（the Asia Monitor Resource Center：http://www.amrc.org.hk）と香港キリスト教産業委員会が陣頭に立って、1994年、Toy coalition campaignが展開された。イタリアのマス・メディアを巻き込んで、おもちゃ工場の取引先であるヨーロッパ最大のベビー用品ブランド、キッコから19万2000ドルの賠償金を勝ち取った。しかし中国側が被害者リストを出してくれないため、賠償金の支払いに困惑したキッコは1999年、この賠償金を中国慈善総会に寄付することにした。火災被害者が賠償金を受け取れないという事態を憂慮した香港キリスト教産業

委員会は中国社会科学院社会政策研究センターの一学者に被害者の行方の捜索を願ったという。頼まれたこの学者の努力によって5つの省の120人の被害者の氏名と所在が確定された。香港の支援団体はキッコに再度賠償金を請求し、最終的にはキッコが被害者一人あたり1290ドルを支払った。賠償金の支払いの直前になって、この賠償問題がようやく『中国青年報』で報道された。

この後、香港楽施会 (Oxfam Hong Kong, 1976～) の支援を受けた北京市協力者文化伝播センターという災害管理ボランティアネットワークが中国で設立された。

アメリカにも外資系企業の労働条件の改善に取り組んでいる非営利組織団体 (Not-for-profit Org : NPO) がある。ニューヨークに拠点を置く中国労働者ウォッチ (China Labor Watch : CLW <http://www.chinalaborwatch.org>) はそのひとつであるが、同団体は中国で発信される外資労働条件の関連ニュースをネットで収集し、自分のホームページにアップロードし、時としてネットベースのキャンペーンを呼びかける。同団体は独自収集した情報を元に研究報告も公表しプレスリリースしている。外資企業の労働条件問題に対する注目を海外で集めることによって、外資企業の改善努力を促すのが狙いである。

中国労働者ウォッチが取り組んだ問題のひとつは麦騰公司 (Merton Company) の労働条件改善である。麦騰公司是香港出資の玩具工場である。中国労働者ウォッチによると、そこで働く労働者は週6日、毎日の労働時間が11時間となっているが、月間賃金は東莞ではもっとも低い574元である。賃金や生活環境問題に抗議するため1000名を越す労働者が抗議活動を行ったところ、警察と衝突し数十名の労働者が拘束された。BBS 天涯社区 (Tainya Club) の書き込みで事件を知った中国労働者ウォッチは同事件をプレスリリースし、アメリカで大きな関心を集めることに成功した。この麦騰公司の製品がディズニー、マクドナルド、Mattel、Warnerといったアメリカ企業の下請けとなっていたことから、4社は本社から調査員を派遣し、事態の収拾に協力し、アメリカメディアであるニューヨークタイムズやInternational Herald Tribune Timeline への対応に迫られたという。

中国広東省東莞労働者抗議事件以外にも中国労働者ウォッチなどの主導で進めている活動の中には中国政府の方針と一致したかゆえに、外資企業の労働問題の改善にむけて一歩前進したケースがある。Wal-Mart で販売しているカードを広東省広州市番禺で生産している香港資本の番禺聯合文具生産工場は2000人以上の従業員を有しているが、毎週6～7日労働で、毎日の労働時間は12～13.5時間となっている。繁忙期では毎週の残業時間は40.5時間で、中国の法定週間最大残業時間36時間を大幅に超過している。住宅状況も12人一部屋、賃金は1時間34セントで、広東省の規定最低賃金時給41セントを下回っている³⁶⁾。もちろん番禺聯合文具生産工場には労働組合も存在しない。

中国労働者ウォッチはWal-Martの中国生産工場の労働条件を問題視し、レポートを取りまとめ、プレスリリースを行っている。また中国労働者ウォッチを含めた多くの団体の活動を踏まえアメリカのILRFとGlobal Exchangeは中国「ビジネス行動基準 (China Business Principles)」を制定し、企業へ遵守を促した。イギリスのETIも「道徳的貿易イニシアチブ計画 (Ethical Trading Initiative Pilot Program)」を提出し、中国の繊維産業を試験プログラムに取り組んだ。

こうした国際情勢のなか、中国政府も「調和社会」をスローガンに企業の労働状況改善によりやく本腰を入れ始めた。Wal-Martが2006年10月に中国支社で労働組合を設立した。そして中国政府もWal-Martでの労働組合を契機として世界大手500の多国籍企業を中心に外資企業に労働組合の設置を促している。また2007年に入ってから各企業に労災保険への加入の促進にも取り組むようになり、2008年1月から労働契約法が施行された。

このように政府の許容するぎりぎりのボーダーラインでは、外部の圧力が中国を変容させる効果が最も発揮されやすい。政策のグレーゾーンとなる外資企業の労働環境問題に関して、実際に問題を起しているのは外国企業ではなく香港や台湾の企業であるにもかかわらず、国外に在住する活動家がいニシアチブをとり、問題企業の取引先である大手外国企業に対して圧力をかけ、労働環境の改善を勝ち取っている。海外の活動団体は中国国内ニュース、ネットのBBSから情報収集し、オンライン嘆願を行うなど政治アクシ

ョンを呼びかける活動を行っている。こうした活動を通じて海外で問題をクローズアップして先進国の基準で中国国内問題を解決している。さらに中国国内政策と合致していれば問題改善の大きな前進も見られる。

おわりに

建国以降、中国は巨大な社会主義型の行政メカニズムを作り上げ、この行政メカニズムでもって統治を行っていた。全体主義から権威主義体制へ移行するなか、行政管理制度の変容も余儀なくされた。インターネットという新しい情報通信技術の利用はまた10年あまりと短いながら、行政管理制度、政府と大衆の関係、他国が中国に持ち得る影響力といった面で中国に大きな変化をもたらした。権威主義体制にさまざまな影響を与えている。そして、本章で分析してきたように、インターネットによるこうした影響は分野によって異なるベクトルを指しており、複合的な効果を発揮している。

明確な統治イデオロギイが欠如するなか、共産党政権は自らの統治能力を高めようとしている。政府は情報産業を国民経済発展の起爆剤として重視する一方、電子政府の構築を通じて行政管理能力の向上に期待を寄せた。こうした政府の取り組みは行政の透明度を高め、国民への情報公開を促進したといえよう。政府の透明性は民主化そのものを意味するものでは必ずしもないが、行政権限を明確化させ、政府の権力に一定の制限を設けたことも確かである。

インターネットの利用は大衆の権力の増大にもつながった。中国のインターネットを民意聴取、民意表出のチャネルとしての機能を重視している。政府の姿勢により、行政指令、政治宣伝、陳情といった従来型の手法に加え、公聴会、「行政首長メールアドレス」などネットを媒介とした新たな政治コミュニケーションのルートが形成されつつある。インターネットはいわば利益表出と利益集約の新しいツールを提供している。また政策監督も既存のメディア、ネットの書き込み、政府の3者の連動で、ある程度機能するようになった。民主国家であればインターネットは市民と政府のコミュニケーションにさほど大きな影響を与えていないが⁶⁸⁾、民意をくみ上げる有効なチャ

ネルが欠如している中国において、インターネットチャネルの出現によって民意が政府を拘束できるようになったことは重要な意味を有している。

インターネットを通じて他国が中国に影響力を行使するチャネルも増加した。インターネットの普及により中国の国内情報が瞬時に海外に「流出」する。越境する中国国内の情報はある種の「ブーメラン効果」をもたらし、特に政策の「グレイゾーン」において、外圧が中国を変貌させていく可能性は高い。外資企業の労働状況改善の問題は、民主的政治制度を利用して多国籍企業に圧力をかけ、普遍的な価値基準を中国に持ち込み、中国で受け入れられた典型的な事例である。

かくしてインターネットの利用により制度化された従来の政策形成パターンや行政管理制度の変容が加速されている。また一般大衆の政治参加の度合いも高まった。しかし、現在の権威主義体制のもとで、インターネットを通じて政策形成にかかわる主体は主に都市部の若者であり、大衆による政策立案への参画といった政治参加も経済分野や国民生活に密接にかかわっている問題に限定されている。また、ネットによる利益表出と利益集約の手法はある程度制度化されているが、ネットによる行政監督の制度的枠組みは構築されていない。国民の知る権利、政治参加と監督の権利がどこまで保障されるかは結局のところ行政裁量によるところが大きい。

そして、行政管理や利益表出に関してインターネットに過剰に依存する一方で、インターネットの利用については許認可制や事後監督の行政管理体制を採用している。事後監督の行政管理体制は、「違反行為」に対して抑制効果はあるものの、未然に「違反」を防ぐことはできない。このため、インターネット利用によって、中国では群集性事件など突発的に発生し社会に大きな影響を与える突発性事件が起こりやすいという構造的な問題を孕んでいる。

インターネットは中国に新しい風をもたらしたが、権威主義体制の下では、インターネットは執政者の権力を強化する働きもある。中国は情報通信産業を精力的に推進する一方で、今までの行政管理規定をそのままインターネット世界に適用する法規制も整備してきた。抜け穴はあるものの、モニタ一制度、業界自主規制などの管理ルールでは「内外有別」原則が堅持されている。インターネットは情報収集の手段ではあるが、情報分析のノウハウを

提供するものではない。ネット利用者は自分の認識に合致した情報しか海外から取ってこない傾向があるため、情報規制が敷かれている中国では、インターネットの利用はむしろ伝統メディアが作り出したイメージを中和するのではなく、増幅させる可能性が大い。また、インターネットは国内と国外の中国人の間でバーチャルなつながりを持たせる一方、異なるアイデンティティをも創出している。「内外有別」は内外の中国人の間にそうしたアイデンティティの相違を増幅する側面がある。

権威主義体制下では、国境を越えた情報の流れは非対称的であり、国内の情報は国外に流れやすいが、国外の情報は国内に受信されにくい。こうした状況のもとでは、権威主義国家にもたらずインターネットの効果は決して一面的ではなく、考察の側面が異なれば、異なる結論が導き出される。先行研究においてインターネットに対する評価が割れていることもこうした脈絡で整理すれば理解可能となる。

権威主義体制のもとでは条件つきではあるが、民主政治の核が体制の内部で育まれている。と同時に、執政者の権力も強化されている。今後政権の擁護と民主政治の核との力学のなか、権威主義体制がどのように変容し、民主主義システムが形成されていくかが注目される。

注

- 1) 岩崎正洋『eデモクラシーと行政・議会・NPO』、一藝社、2004年、41-42頁。
- 2) Nina Hachigian, "The Internet and Power in One-Party East Asian States," *The Washington Quarterly*, 25: 3, Summer 2002, p. 56.
- 3) Joshua Kurlantzick, "The Web Won't Topple Tyranny. Dictatorship.com," *The New Republic*, 25 Mar. 2004.
- 4) Jason Lacharite, "The electronic Decentralisation in China: A Critical Analysis of Internet Filter in the People's Republic of China," *Australian Journal of Political Science*, 2002, 37, 2, July, pp. 333-346.
- 5) Cherian George, "The Internet's Political Impact and the Penetration / Participation Paradox in Malaysia and Singapore," *Media, Culture & Society*, Vol. 27 (6), pp. 903-920.
- 6) Shanthi Kalathil, Taylor Boas, *Open Networks, Closed Regimes: The Impact of the Internet on Authoritarian Rule*, Washington DC: Carnegie Endowment for International Peace, 2003.

- 7) 1996年1月、国家経済情報化会議は国務院情報化工作指導グループに改組され、1999年12月に国家情報化指導グループが設置された。
- 8) 「信息产业『十一五』规划」、信息产业部、http://www.mii.gov.cn/art/2007/03/01/art_111_1936.html、2007年3月1日。
- 9) 2001年5月25日に中国インターネット協会が設立され、翌02年3月26日にインターネット協会の自主規定が成文化された。
- 10) 「中国信息化発展報告2006」、中国電子政務網、<http://www.e-gov.org.cn>、2006年6月24日。
- 11) 「国務院会議原則通過政府信息公开条例(草案)」、「西安晚報」、2007年1月18日。
- 12) 「国務院办公厅關於加強政府網站建設和管理工作的意見的通知」、国弁発(2006)104号。
- 13) Junhua Zhang, "Will the Government 'Serve the People': the Development of Chinese E-Government," *New Media & Society*, Vol. 4(2), 2002, p. 164.
- 14) 「国務院办公厅關於加強政府網站建設和管理工作的意見的通知」、国弁発(2006)104号。
- 15) 上海市「市長の窓」は、<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node8623/node12326/node12327/userobject8ai832.html>を参照。
- 16) 青山榴妙「中国における世論形成のメカニズム」(『東亜』、No. 458、2005年8月号、12-21頁)を参照。
- 17) 陳力丹「論我国世論監督的制度困境」、中華伝媒ネット、<http://media.people.com.cn/GB/5413600.html>、2007年2月28日。
- 18) 「異地監督」は現在の規定では禁止されている。
- 19) 李新徳「中国関与網絡控制的對抗」、中国世論監督ネット、2005年12月26日、http://www.yuluncn.com/html/yiwangbaodao/2006-4/23/08_33_54_306.html。
- 20) CNNIC「2006年中国博客調查報告」。
- 21) 馬永富「我軍加強網絡世論引導的策略選択」、『西安政治学院学报』、2006年第4期、33頁。
- 22) メディア報道の枠組みが受け手の認識、判断に影響を与えると同時に、メディアの提示した分析の枠組みが時系列的にその後の受け手の認識、判断にも影響を及ぼす。これをメディアのアレミングとプライミング効果という。
- 23) 2003年は上位15位、2007年は上位10位で調査を行った。
- 24) Halavais Alexander, "National Borders on the world Wide Web," *New Media & Society*, Vol. 2, No. 1, March 2002, pp. 7-28.
- 25) Bart Cammaerts and Leo Van Audenhove, "Online Political Debate, Unbounded Citizenship, and the Problematic Nature of a Transnational Public Sphere," *Political Communication*, Vol. 22(2), April-June 2005, p. 194.
- 26) Zhou Yongming, "Informed Nationalism: Military websites in Chinese cyberspace," *Journal of Contemporary China*, 14(44), August 2005, pp. 543-562.

- 27) Joseph M. Chan, "Online news meets established journalism: how China's journalists evaluate the credibility of news websites," *New Media & Society*, Vol. 8(6), p. 940.
- 28) Ananda Mitra, "Creating Immigrant Identities in Cybernetic Space: Examples from a Non-resident Indian Website," *Media, Culture & Society*, Vol. 27(3), 2005, pp. 371-390.
- 29) Srinivas R. Melkote and D. J. Liu, "The Role of the Internet in Forging a Pluralistic Integration: A Study of Chinese Intellectuals in the United States," *Gazette*, Vol. 62(6), 2000, pp. 500-501.
- 30) Guobin Yang, "The Internet and the Rise of a Transnational Chinese Cultural Sphere," *Media, Cultural & Society*, Vol. 25(4), 2003, p. 483.
- 31) 『中国先駆導報』、2003年6月26日。
- 32) Shanthi Kalathil の Carnegie Endowment for International Peace での講演: "China and the Internet: A New Revolution?" (March 14 2003), <http://www.carnegieendowment.org/events/index.cfm?fa=eventDetail&id=595&&prog=zch>.
- 33) Shanthi Kalathil and Taylor C. Boas, "The Internet and State Control in Authoritarian Regimes: China, Cuba, and the Counterrevolution," Peer-Reviewed Journal on the internet, http://www.firstmonday.org/issues/issue6_8/kalathil (2006年8月20日)。
- 34) 譚深など「泣血追跡——原深圳致麗玩具厂11.19大火災受害打工妹調查紀実」
http://www.sociology.cass.cn/pws/tanshen/grwj_tanshen/P020050202525666253493.pdf (2007年1月10日)。
- 35) 「Wal-Mart 在中国生産的賀卡氾濫」、2005年12月、<http://www.chinalaborwatch.org>。
- 36) Bruce Bimber, "The Internet and Citizen Communication with Government: Does the Medium Matter?," *Political Communication*, 16, 1999, pp. 409-428.

参考文献と解題

- Yongming Zhou, *Historicizing Online Politics: Telegraphy, the Internet, and Political Participation in China*, Stanford: Stanford University Press, 2006.
- 情報通信技術の発達と政治参加を歴史的文脈のなかで解釈している。清時代の電報技術と1990年代以降のインターネット技術が国家と社会にもたらした軌轍を比較分析している。
- 汪凱『転型中国——媒体、民意与公共政策』、復旦大学出版社、2005年。
- 1990年代からの約20年の間に伝統的メディアの発展とインターネットという新しい情報通信手段の出現が中国の政策形成プロセスにもたらした変化を論じている。

Christopher R. Hughes and Gudrun Wacker eds., *China and the Internet: Politics of the Digital Leap Forward*, London and New York: Routledge Curzon, 2003.

——本書の基本的なスタンスは、政治システム、文化と歴史のコンテクストの中でインターネットが政治に与えるインパクトを考慮すべきであるという考え方に集約される。インターネット戦略、デジタルデバイド問題、情報通信技術によって引き起こされている中国国内の官庁間の対立と競争や国家間の主導権争いなど、さまざまな側面からインターネットが中国に与える影響を論じている。

劉文富『網絡政治——網絡社会与国家治理』、商務印書館、2002年。

——インターネットで形成されるバーチャルな政治空間が実社会の国家主権、政治体制、政府管理、政治文化などに与える影響を論じている。

謝海光主編『互聯網与思想政治工作實務』、復旦大学出版社、2001年。

——ウェブ上におけるインターネットを駆使した中国政府の政治宣伝、ネット世論の誘導に関するガイドラインについて詳述している。世論と中国政府の関係を理解する上で有益な1冊である。